はするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）については令和８年４月１日から同年11月30日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）については令和８年12月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和８年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和８年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和８年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一・二　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	17,500
するめいか大中型まき網漁業	2,100
（略）	（略）

第六～第八　（略）

はするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）については令和８年４月１日から同年11月30日まで、するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）については令和８年12月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和８年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和８年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和８年７月１日から翌年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一・二　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	17,300
するめいか大中型まき網漁業	2,300
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第千三百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上谷一の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

愛知県豊田市田津原町の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°12′39.9274″	137°26′43.5512″
2	35°12′39.5952″	137°26′44.7724″
3	35°12′39.7112″	137°26′45.2637″
4	35°12′39.6048″	137°26′45.3639″
5	35°12′38.9802″	137°26′47.1842″
6	35°12′37.3648″	137°26′49.1743″
7	35°12′36.8085″	137°26′48.5492″
8	35°12′37.7468″	137°26′46.2715″
9	35°12′37.4596″	137°26′45.2200″
10	35°12′37.5144″	137°26′45.1219″
11	35°12′38.5482″	137°26′45.1316″
12	35°12′39.5871″	137°26′42.7750″

○国土交通省告示第千三百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒田川第一支川

二　砂防法第二条の土地の表示

愛知県豊田市桑原町の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千二百五十四号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°12′46.3970″	137°29′55.0893″
2	35°12′45.7182″	137°29′55.0047″
3	35°12′44.8361″	137°29′54.7805″
4	35°12′43.5524″	137°29′54.1282″
5	35°12′42.2625″	137°29′52.8431″
6	35°12′39.2864″	137°29′50.9205″
7	35°12′39.5994″	137°29′50.1534″
8	35°12′40.0481″	137°29′50.2947″
9	35°12′41.7055″	137°29′51.1580″
10	35°12′43.7512″	137°29′53.0636″
11	35°12′46.4686″	137°29′54.5572″

○国土交通省告示第千三百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十三日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ハマイバ洞

二　砂防法第二条の土地の表示

愛知県新城市富栄の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′09.1308″	137°35′10.6145″
2	34°56′10.2781″	137°35′07.9739″
3	34°56′10.0575″	137°35′07.2984″
4	34°56′11.2687″	137°35′04.6605″
5	34°56′11.5800″	137°35′04.5360″